

【イタリア】動物の保護を強化するための刑法典の改正等

海外立法情報課長 芦田 淳

*2025年6月、欧州及びイタリア国内で講じられてきた「動物に対する犯罪」に関する措置を強化するため、刑法典等の関係法令の改正などを定めた法律が制定された。

1 概要

本稿では、2025年6月6日法律第82号「動物に対する犯罪に関する規律の補完及び調和のための刑法典¹及び刑事訴訟法典²の改正並びにその他の規定」³（以下「2025年法」）を取り上げる。同法の基となった法律案は、動物及びその権利の保護のために国際レベル及びイタリア国内レベルで講じられてきた措置が不十分であり、動物の殺害及び虐待に対処するためには刑罰の引上げが必要であるとの認識に立って、2022年10月に提出された⁴。当該措置に関して、国際レベルでは、動物を感覚のある生物として十分に認識し、EUの立法者及び加盟国に対して、EUの政策の決定及び実施においてそれを考慮に入れる義務付けたEU運営条約第13条、イタリア国内レベルでは、①2004年7月20日法律第189号「動物の虐待及び違法な試合〔combattimenti〕又は許可されていない競技における動物の使用の禁止に関する規定」による動物の殺害、虐待及び遺棄に関する刑法典の改正、②2010年11月4日法律第201号「1987年11月13日にストラスブルで締結されたペット動物の保護に関する欧州条約の批准及び施行並びに国内法の調整に関する規範」による動物に対する犯罪に係る刑罰の強化が挙げられている⁵。その後、法律案は、両議院での審議を経て、2024年11月に下院、2025年5月に上院において可決された。成立した2025年法は、全15か条から成り、同年7月1日から施行されている。成立に際して、与党は「歴史的な改革」と位置付ける一方、野党においては対策が不十分で未完成の法律であるとの批判が見られた⁶。

2 2025年法の主な内容

（1）動物の殺害に関する刑罰の引上げ等（第5条）

2004年の改正で刑法典に設けられた第544条の2は、2010年の改正を経て、残虐な行為又

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2025年7月10日、〔 〕は筆者による補記である。

¹ R.D. 19 ottobre 1930, n.1398, Approvazione del testo definitivo del Codice Penale. 以下、法令の法文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>）を参照した。

² D.P.R. 22 settembre 1988, n.447, Approvazione del codice di procedura penale.

³ L. 6 giugno 2025, n.82, Modifiche al codice penale, al codice di procedura penale e altre disposizioni per l'integrazione e l'armonizzazione della disciplina in materia di reati contro gli animali.

⁴ A.C. n.30, XIX Legislatura. <<https://documenti.camera.it/leg19/pdl/pdf/leg.19.pdl.camera.30.19PDL0001290.pdf>> 提出者は、与党「我ら稳健主義者」のブランビッラ（Michela Vittoria Brambilla）下院議員である。（ただし、法律案提出当時は、「混合会派」（他のいずれの会派にも所属しない議員から構成される会派）に所属していた。）ブランビッラ下院議員は、イタリア動物・環境保護連盟（Lega Italiana Difesa Animali e Ambiente）の創設者であり、従来も様々な動物保護活動を行ってきた。

⁵ *ibid.*, pp.1-2. このほか、提案理由では、憲法第9条に、共和国が環境等を保護するという規定とともに、「国の法律により、動物保護の方法及び形式を規律する」という規定を追加した2022年2月11日憲法的法律第1号にも言及されている。この憲法改正については、芦田淳「海外法律情報 イタリア 環境保護に関する憲法改正—将来世代の利益への配慮—」『ジュリスト』No.1575, 2022.9, p.81を参照。

⁶ *Corriere della Sera*, 2025.5.30.

は必要のない行為により動物を死に至らしめた者は、4か月～2年の懲役により処罰すると規定していた⁷。2025年法は、この罰則を「6か月～3年の懲役及び5千～3万ユーロ⁸の罰金」に引き上げた。さらに、拷問(sevizie)により、又は故意に苦痛を長引かせて、動物を死に至らしめた者は、1～4年の懲役及び1万～6万ユーロの罰金により処罰するとの規定を追加した。

(2) 動物の身体の完全性を脅かす試合等に関する規制の拡大(第3条)

同じく2004年の改正で設けられた刑法典第544条の5は、動物の身体の完全性を脅かす可能性のある、許可されていない動物同士の試合又は競技(闘犬等)を発起し、組織し、又は主宰した者は、1～3年の懲役及び5万～16万ユーロの罰金により処罰すると規定していた。2025年法は、この罰則のうち、懲役の期間を「2～4年」に引き上げた。

また、同条は、①動物を飼育し、又は訓練し、上記の試合に参加させた者、②上記の試合及び競技に使用された動物の所有者又は保有者(ただし、当該使用について同意がある場合に限る。)について、3か月～2年の懲役及び5千～3万ユーロの罰金により処罰すると規定していた。2025年法は、この処罰の対象となる者を、上記の試合及び競技にいかなる形であれ参加した者にも拡大した。

(3) 刑罰の加重事由の新設(第4条)

刑法典第544条の2等に規定する刑罰について、①未成年者の面前で犯罪が行われた場合、②複数の動物に対して犯罪が行われた場合、③犯罪に関する画像等を情報通信手段により拡散させた場合は、加重することとした(刑法典第544条の7の新設)。

(4) 押収等の対象となった動物の委託(第6条)

刑事訴訟法典を改正し、刑法典第544条の2等に規定する犯罪(未遂の場合を含む。)に関して、司法当局は、実質的な保護及び適切な健康状態の維持を確保するために押収又は没収を命じた動物について、一定の条件の下、保健大臣命令で定める団体に委託することができるようとした(刑事訴訟法典第260条の2の新設)⁹。

(5) 捜査及び裁判の間の動物の殺処分等の禁止(第7条)

上述した刑事訴訟法典第260条の2に基づく司法当局の決定を除き、刑法典第544条の2等に規定する犯罪(未遂の場合を含む。)に関して、判決が確定するまでの間、関係する動物について、押収の保全措置が講じられていない場合であっても、被疑者、被告人又は所有者による殺処分又は第三者への譲渡は禁止される。

(6) 鎖による拘束の禁止(第10条)

ペットの所有者又は保有者は、その保有している場所及び居所で、ペットを鎖その他の同様の手段で拘束し、その動きを妨げてはならない¹⁰。ただし、文書で証明された医療上の理由又は一時的な安全上の必要性による場合は除く。犯罪に当たる場合を除いて、この禁止規定に違反した者は、500～5,000ユーロの過料により処罰される。

⁷ 2004年及び2010年の改正はそれぞれ、1で述べた2004年7月20日法律第189号及び2010年11月4日法律第201号により行われた。

⁸ 1ユーロは約164円(令和7年7月分報告省令レート)。

⁹ この規定が適用された最初の事例として、イタリア北東部トリエステで虐待を受けていた犬が国際動物保護組織(Organizzazione Internazionale Protezione Animali: Oipa)に委託された事例が報道されている。Corriere della Sera, 2025.7.10. また、この報道では、従来、押収は形式的なものにすぎないことが多く、動物は虐待の被疑者自身に預けられたままになることも多かったことが指摘されている。

¹⁰ ブランビッラ下院議員は、2025年法成立に当たってのインタビューにおいて、鎖は中世の拷問道具であり、国から消し去らなければならないと答えている。Corriere del Mezzogiorno, 2025.6.14.